IFRS 第9号の限定的な修正-検討項目

概要

• 11 月 15 日 IASB 会議では、IFRS 第 9 号「金融商品」の限定的な修正を検討することが 暫定決定された。これを受けて、12 月の IASB 会議で、検討項目の議論が行われた。

スタッフ提案

- 検討することを提案
 - 契約キャッシュ・フローのテスト

償却原価測定に適格であるために、商品のキャッシュ・フローが元本及び元本残 高の利息の支払いのみであることを要求するテスト。原則の適用を明確化するに あたり、追加ガイダンスの必要性とその内容を確認することを提案。

▶ <u>金融資産の区分</u>(金融資産が主契約である複合金融商品について、組込デリバティブを区分するか否か。)

FASB の検討モデルとの相違や、金融資産の管理方法を適切に描写する観点で一部の関係者から要望がある。契約キャッシュ・フローのテストの検討を踏まえて、金融資産の区分の必要性とその基礎を再検討することを提案。

→ 一部の負債性金融商品 (debt instruments) について、3 番目の事業モデル (OCI を通じた再測定)を設ける。

保険契約プロジェクトの動向、FASB の検討モデルとの相違を踏まえて、一部の負債性金融商品(debt instruments)について、3番目の事業モデルを設けるか、疑問が生じてきている。一部の負債性金融商品(debt instruments)について、OCIを通じた再測定の容認又は要求すること、その測定の基礎を検討することを提案。

- 検討しないことを提案
 - 資本性金融商品への投資に関する OCI の選択(いわゆる OCI オプション)について、その適用される範囲等。

議論の概要

- 理事からは、概ね、検討することを提案する項目(契約キャッシュ・フローのテスト、 金融資産の区分、負債性金融商品に関する3番目の事業モデル)については、スタッフ 提案が支持された。議長からは、IFRS 第9号を再検討するというリスクを冒している ため、検討項目はスタッフが限定したものとしたいことが強調された。
- 検討しないことを提案する項目については、一部の理事から、OCIの選択について、当初のボードの意図と異なる範囲で選択が行われていること、FASBの暫定決定と相違が

あることなどから検討が必要という意見があった。一方で、別の理事から、企業の事業 モデルを適切に反映しているため見直しは不要という意見があった。

- 何人かの理事から、公表市場価格のない資本性金融商品の原価測定の例外について、見直しを求める関係者の声に対応すべきとの意見があった。その理由として、新興市場では特に問題となること、また、現在の IFRS 第9号は原価が公正価値の見積りになり得るとしているが、実務ではその適用が困難である、との点を挙げていた。これに対して、一部の理事は、原価測定の導入は、減損の検討が必要となるとして懸念を示したが、他の理事から、ここ数年の金融危機での関心は、資本性金融商品ではなく、負債性金融商品に関するものであるとの反論があった。また、別の理事は、この問題は、IFRS 第13号「公正価値測定」の教育文書の中で取扱い可能ではないかとの考えが示された。
- FASB とのコンバージェンスの重要性について、多少の温度差が理事の間に見られた。何人かは、コンバージェンスは再検討の目的の一部に過ぎず、完全に収斂するというより、差異を減らすという意味で理解していたが、別の理事は、G20 からの要請もあり、コンバージェンスは重要で、FASB 側の歩み寄りも期待できると考えていた。

暫定決定

- 見直しは3つの理由によることを確認した。
 - ▶ 特定の IFRS 第9号適用上の問題への対応。
 - ▶ IFRS 第9号の取扱いと保険プロジェクトとの相互作用への対応。
 - FASB の分類及び測定モデルへの対応。
- 検討項目は以下のとおり。
 - ➤ 金融商品の特性のテスト。原則の適用方法の意図を明確にするために、追加の適用 ガイダンスを設けるべきかどうかを決定する。
 - ▶ 金融商品の特性のテストに関して設けられる追加ガイダンスを検討した後の金融 資産の区分。
 - 一部の負債性金融商品(debt instrument)について、OCI 利用の拡大、あるいは、第3の事業モデル。
- 加えて、公表市場価格のない資本性金融商品の公正価値の決定方法に関する個別のガイダンスを、IFRS 第13号「公正価値測定」の教育文書(準備中)に含めることを検討。
- 8名の審議会メンバーが暫定決定に同意。

以上